

令和7年度

「道の駅」あびらD51ステーション
事業継続計画（BCP）



令和8年3月 第1版

安平町

目 次

1章	道の駅BCP策定の基本的な考え方	1
1.	道の駅BCP策定の背景	1
2.	道の駅BCP策定の必要性	1
3.	その他計画との関係	1
2章	基本方針の設定	4
1.	目的・趣旨	4
2.	上位計画との関連	4
3.	道の駅BCPにおける基本方針（重視すべき視点）	5
4.	対象とする組織	5
3章	運用体制の検討	6
1.	道の駅の防災上の位置付け	6
2.	道の駅あびらD51ステーションの位置付け	7
3.	道の駅における運用体制	8
4.	防災関係機関と連絡先	10
5.	各種協定の締結状況	11
4章	危険事象・被害想定	15
1.	想定される危険事象	15
2.	危険事象における被害想定	15
3.	ライフライン、インフラ等の被害想定	19
5章	重要業務の抽出	20
1.	事業継続計画に係る発動と解除	20
2.	応急対策活動業務	21
3.	重要業務と内容一覧	22
6章	必要資源の現状把握	23
1.	人的資源	23
2.	物的資源	23
3.	ライフライン等に係る資源一覧	25
7章	重要業務の開始目標時間	26
1.	重要業務の開始目標時間の設定	26
8章	重要業務の行動計画	28
1.	実施体制（案）（部・担当）	28
2.	災害時における優先業務の内容等	30
9章	継続的な改善に向けた取組	31
1.	道の駅BCPの定期的な見直し	31
2.	定期訓練	31
3.	防災訓練	32
10章	巻末資料	34

1章 道の駅BCP策定の基本的な考え方

1. 道の駅BCP策定の背景

- ① 発災時「道の駅」が有する防災拠点機能を、適切に発揮させるための計画であり、
- ② 発災後「道の駅」が有する生活拠点機能を、早期に再開させるための計画とする。

地域防災計画に位置付けられた（災害対策基本法第42条の規定に基づく）「道の駅」は、災害発生時に自治体の防災拠点として機能（一時避難場所や輸送拠点等）を発揮することが求められる。

また、食料品や生活必需品のほか、地域物産等の販売を通じて、地域経済や雇用維持に貢献できる「道の駅」は、地域社会の生活拠点機能を担っているため、災害の発生によって事業継続に支障が生じた場合でも、早期に事業を再開することが求められている。

災害が起きた際、「道の駅」が①防災拠点機能を適切に発揮しつつ、②生活拠点機能の早期再開を目指すためには、発災時に「道の駅」が優先して実施すべき業務（以下「重要業務」とする）を明確にし、その業務を確実に実施できるよう、あらかじめ準備を整えておくことが重要である。その準備として、道の駅のBCP（事業継続計画）がある。

2. 道の駅BCP策定の必要性

道の駅BCPを作成することで、災害時に優先すべき業務を実施するにあたって必要な事前準備や体制等を、より具体的に確認することができる。

道の駅BCPを作成することにより、災害時に優先して実施すべき業務に関連して、必要な事前準備（運用体制の検討、防災施設・備蓄の現状把握等）や体制（重要業務の行動計画）等を確認することが重要である。

そのことにより、災害時に「道の駅」が求められている役割・機能を十分に果たすために、具体的に準備すべきことや調整すべきことなどを明確にする。

3. その他計画との関係

（1）地域防災計画との関係

道の駅BCPは、大規模災害の発生により、職員や設備等が被災することを前提としており、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応業務とともに、通常時業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものである。

地域防災計画に位置付けられた「道の駅」では、災害発生時に自治体の防災拠点としての機能発揮が求められる。現に、当道の駅は地域防災計画における指定緊急避難場所として位

置付けられている。

そのため道の駅BCPは、地域防災計画の中で「道の駅」に求められる防災機能（一時避難所や輸送拠点等）を適切に発揮させるための災害対応に関する基本計画と位置付けられる。

なお、道の駅BCPの発動条件や権限者、初動対応の手順など、災害発生時の活動に関する具体的な行動計画が明記されたマニュアル等があらかじめ整理できていれば、道の駅BCPの重要業務を実行するための資源として、有効活用することができる。

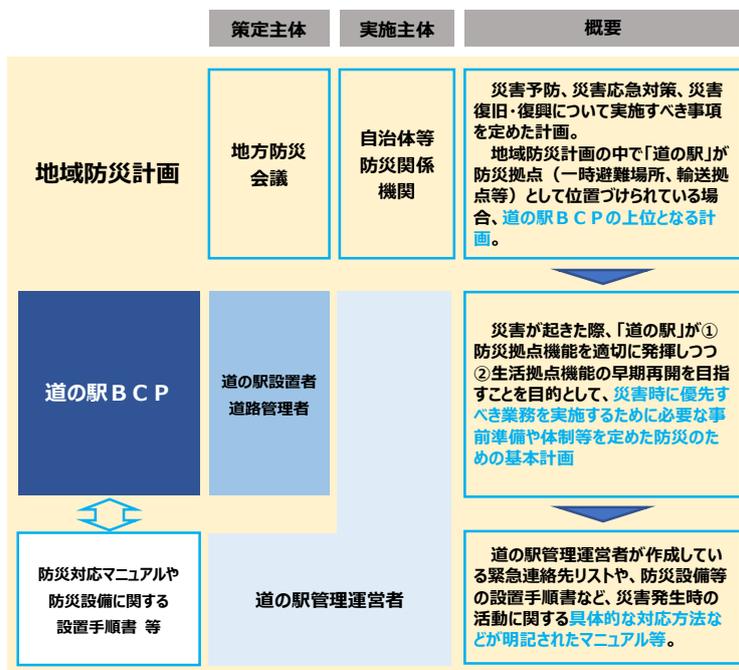


図 1-1 道の駅BCPに係る地域防災計画やその他マニュアルとの関係

(2) 本計画の位置付け

地域防災計画は、自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、町、関係機関、地域、市民等が有効に機能を発揮し、協力・連携して防災に万全を期するため、必要な災害予防対策・災害応急対策及び復旧・復興対策に関する事項が定められている。

一方、道の駅 BCP は、大規模災害の発生により、役場庁舎、職員、設備等が被災することを前提としており、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応業務とともに、通常時の業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものである。

また、道の駅 BCP では、特に大規模地震を想定し策定するが、風水害やその他の危機事象に対する業務継続の考え方にも適用できる部分もあることから、他の危機事象に対しても可能な範囲で適用する。

表 1-1 地域防災計画と道の駅 BCP の関係

項目	地域防災計画	道の駅 BCP
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
実施主体	町、北海道、公共機関、市民等	道の駅管理者
施設の被災	想定する	職員、施設、設備等の資源の被災状況を想定し、利用可能な資源を前提とし計画を策定
対象業務	災害予防	対象としない
	災害応急対策	対象とする
	復旧復興	対象としない
	優先度の高い通常業務	対象とする
各業務の優先度	想定しない	非常時に行わなければならない業務ごとの優先順位を定める

2章 基本方針の設定

1. 目的・趣旨

道の駅BCPは、大規模災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる道の駅の機能低下を最小限にとどめながら、住民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。

また、住民の生命や生活を守るために災害応急対策業務にあたらなければならない職員の防災意識の向上だけでなく、本計画に基づく防災対策を実行することによって業務執行体制を確保することを目的とする。

2. 上位計画との関連

(1) 計画の基本方針

防災に関しては、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、国、地方公共団体、公共機関、住民が一体となり最善の対策をとる必要がある。特に、本計画は災害応急対策に占める割合が高い内容であるが、計画策定を行う位置付けから、災害予防としての機能強化を図るものである。

災害予防としては、防災事業の推進や住民各自の防災対策により、地震、風水害、火山噴火災害、地すべり・山崩れ・雪崩などあらゆる災害の発生を未然に防ぎ、被害を最小にとどめるとともに、主要交通・通信機能の強化、防災施設・設備・物資の整備、防災訓練の実施、自主防災組織の育成・確立などを進め、周到かつ十分な災害予防を行う。

また、災害が発生した場合、迅速な情報伝達や救助・救急活動、避難、災害拡大防止活動などが的確に円滑に進められるよう、災害応急対策の充実を図るとともに、災害からの速やかな復旧・復興を図る。

(2) 他の法令に基づく計画との関係

1) 国、道の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、道の地域防災計画等、他の防災関連計画との関連、整合に配慮したものである。

2) 町の総合計画との関係

この計画は、「安平町総合計画」との関連・整合に配慮したものである。

3) 町の各部局及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災活動にあたって必要な事項については、各防災関係機関との協議・調整に応じて定める。

(3) 計画の周知徹底

本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、関係職員、関係行政機関、公共機関、その他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底する。

また、計画の内容に関しては必要に応じて安平町民にも広く周知を図る。

3. 道の駅BCPにおける基本方針（重視すべき視点）

計画における基本方針として、特に重視すべき事項として、以下の点を基本方針として定めることとする。

○ 基本方針 1

業務が中断することによる、町民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

○ 基本方針 2

非常時優先業務の継続に必要な人員の確保及び電力・通信等の業務執行環境の確保に努める。

○ 基本方針 3

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・縮小する。

○ 基本方針 4

想定される大規模災害の発生に備え、通常時から業務継続力の向上に努める。

なお、当道の駅は安平町が設置者であり、指定緊急避難場所としての役割も有していることから、災害発生初期の安全確保及び一時的な避難への対応・機能を基本とするとともに、災害支援拠点の開設・縮小・閉鎖等の重要な判断は、原則として安平町の方針・指示に基づき実施する。また、複数日にわたる就寝を伴う避難生活の継続は、避難者の体調管理はもとより、施設の本来機能及び運営体制等の観点から制約が生じ得るため、安平町との十分な連携の上で、集会所等の他の避難所へ避難者を円滑に移行させ、道の駅は一時的な受入拠点としての機能を維持しつつ、必要に応じて物資・情報等の支援機能を担うものとする。

4. 対象とする組織

大規模な災害が発生した場合の本計画における対象組織は、道の駅管理者である(一社)あびら観光協会とする。また、地域防災計画における指定緊急避難場所であることから、安平町をはじめ各防災関係機関との関連性に留意した性格を持った内容として計画を策定する。

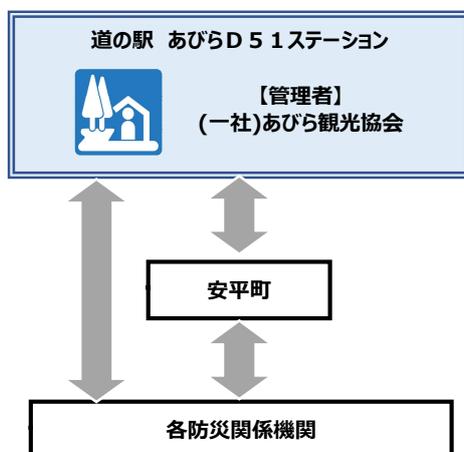


図 2-1 計画における対象となる組織

3章 運用体制の検討

1. 道の駅の防災上の位置付け

道の駅あびらD51ステーションは、安平町における「指定緊急避難場所」としての役割を踏まえた運用を行う。

道の駅あびらD51ステーションは、安平町地域防災計画における「指定緊急避難場所」として位置付けられている。道の駅あびらD51ステーションが対応する自然事象災害に関しては、「地震」「洪水」「内水氾濫」「大規模火災」などの災害発生時に対応する指定緊急避難場所として位置づけられている。

表 3-1 安平町における避難施設一覧（抜粋）

【追分地区】

	名 称	所 在 地	面積 ^(㎡)	収容 人員	対象とする現象
18	道の駅 あびらD51ステーション	追分柏が丘49番地1	1,310	400	地震、洪水、内水氾濫、大規模火災
19	追分小学校	追分柏が丘22番地	4,557	390	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
20	追分小学校グラウンド	追分柏が丘22番地	10,790	—	地震、大規模火災
21	追分中学校	追分本町6丁目56番地	3,541	400	崖崩れ等、地震、内水氾濫
22	追分中学校グラウンド	追分本町6丁目56番地	18,916	—	地震、大規模火災
23	追分高等学校	追分本町7丁目8番地	806	600	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
24	追分高等学校グラウンド	追分本町7丁目8番地	46,573	—	地震、大規模火災
25	ふれあいセンターい・ぶ・き	追分本町5丁目7番地	276	250	崖崩れ等、地震
26	追分公民館	追分緑が丘200番地2	2,804	500	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象

資料：安平町地域防災計画

2. 道の駅あびらD51ステーションの位置付け

防災関連情報（重ねるハザードマップ：国土交通省）に基づき、安平町追分地区内における想定災害分布を下図に整理している。

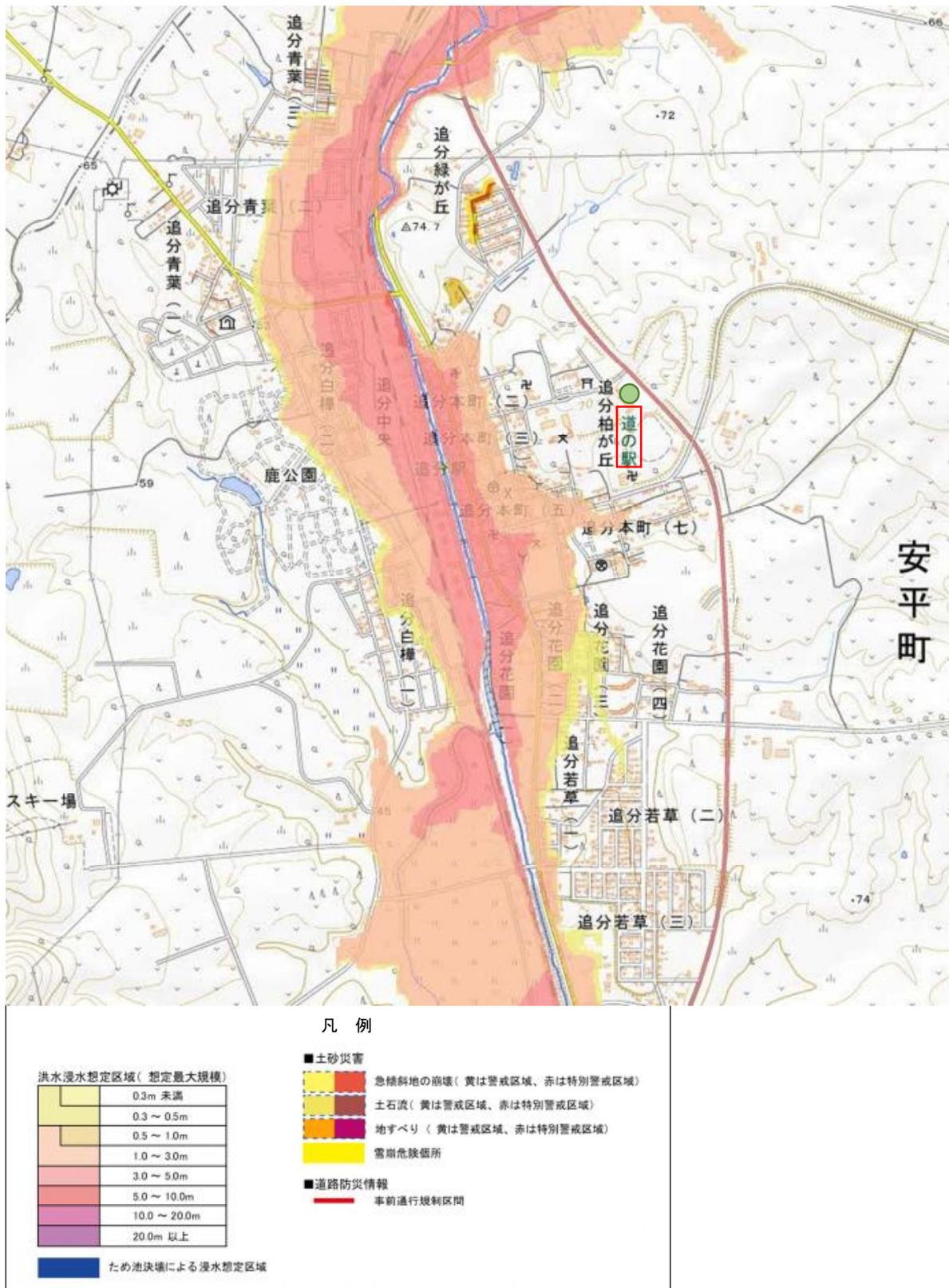


図 3-1 町内における想定災害分布（資料：重ねるハザードマップ（国土交通省））

3. 道の駅における運用体制

(1) 通常時の運営管理

道の駅の指示命令系統に関しては以下とする。通常業務における運営管理においては、事務局長を代表とする各施設管理担当との連携により業務を行うが、災害発生時には後述のとおり施設管理責任者を代表者として、副管理責任者を指示系統とする指定緊急避難場所及び災害支援拠点の運営に係る活動を行う。

表 3-2 施設管理・運営体制（通常時）

担 当	主な業務
事務局長、事務局次長	庶務・会計、施設全般の維持・管理に係る担当
支配人、副支配人	各業務全般への対応、観光案内担当
テイクアウト部門主任	テイクアウトに関する担当
ベーカリー部門主任	ベーカリーに関する担当
レジ・特産品販売部門主任	レジ・特産品販売部門に関する担当
催事・テナント管理・渉外部門主任	催事・テナント管理・渉外に関する担当
広報・情報発信部門主任	広報・情報発信に関する担当
農産物直売所部門主任	農産物直売所に関する担当

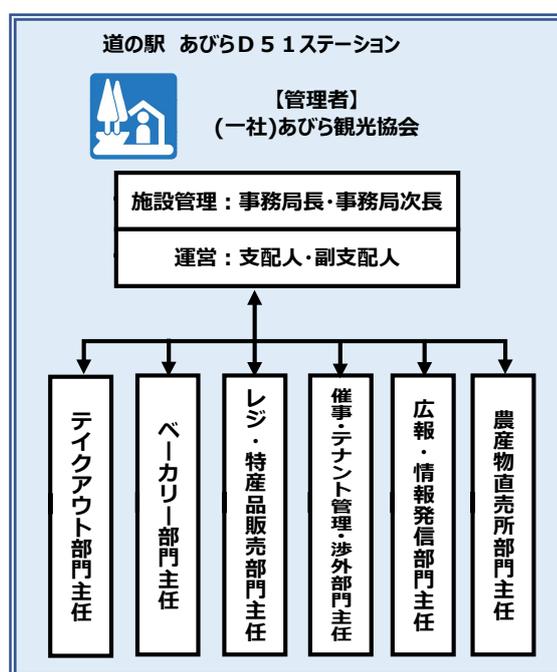


図 3-2 施設管理・運営体制（通常時）

(2) 災害時の運営管理

災害時には、当道の駅の設置者であり災害対策本部が設置される安平町との連携を図りつつ、必要に応じて道の駅は災害支援拠点としての役割を担う。

また、災害時には支援を行う職員数が不足することから、災害対策本部である安平町や防災関係機関からの支援などを受けて対応を行う。

表 3-3 施設管理・運営体制（災害時）

担 当	主な業務
【管理責任者】 事務局長	災害対策本部と協議、各担当の調整・指示等 (初動対応及び応急対策活動については P22 及び巻末資料3 参照)
【副管理責任者：代行順位1】 事務局次長	事務局長の補佐、災害時の道の駅の各業務全般への対応等 (初動対応及び応急対策活動については P22 及び巻末資料3 参照)
【副管理責任者：代行順位2】 支配人	
【副管理責任者：代行順位3】 副支配人(情報収集・広報担当)	支配人の補佐、各種情報収集と発信、農産物直売所との調整等 (初動対応及び応急対策活動については P22 及び巻末資料3 参照)
給食担当	災害対策本部からの要請に応じた支援対応 (管理責任者の指示により当日参集者から指名。災害対策本部及び管理責任者等からの指示・連携により支援を実行し、災害発生初期の対応を基本とする)
医療担当	
救護物資担当	
ボランティア担当	
防犯・施設管理担当	施設点検、防犯体制、トイレの水運搬・清掃、ゴミ掃除等 (初動対応及び応急対策活動については P22 及び巻末資料3 参照)

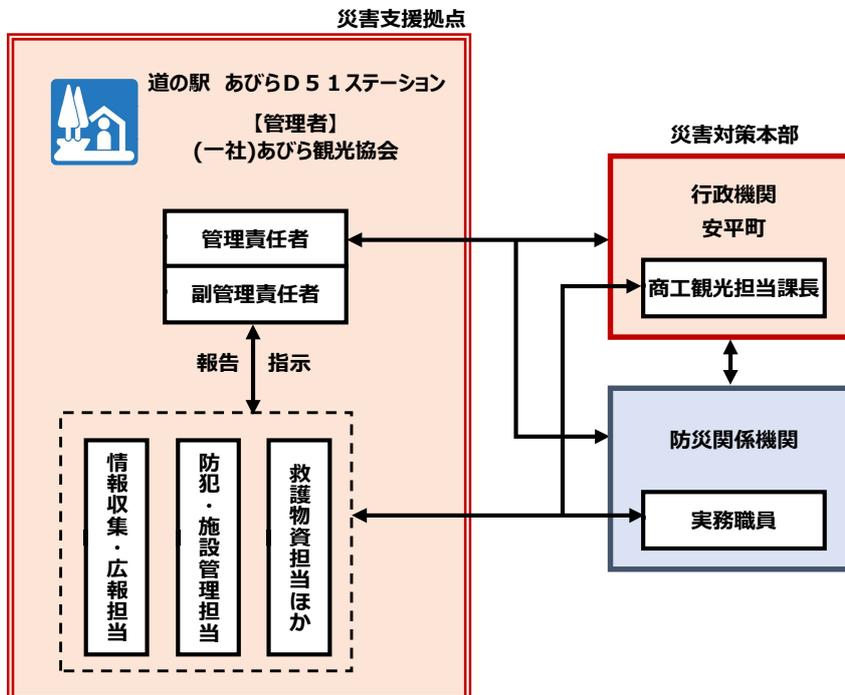


図 3-3 施設管理・運営体制（災害時）

4. 防災関係機関と連絡先

本道の駅BCPにおける防災関係機関については、安平町をはじめ、北海道や指定地方行政機関等の以下の機関となっている。なお、生命や安全に直結する緊急通報を除き、防災関係機関との調整は、原則として安平町（商工観光課）を通じて行う。

(1) 施設管理者

表 3-4 道の駅管理者

施設管理者	機関名称	連絡先
施設管理者	(一社)あびら観光協会	0145-29-7733

(2) 防災関係機関（案）

表 3-5 防災関係機関（案）

機関区分	機関名称	連絡先
役場	安平町役場総合庁舎 総務課（防災担当）	0145-22-2511
	安平町役場総合支所 商工観光課	0145-29-7083
消防（119）	胆振東部消防組合 追分出張所	0145-25-2119
警察（110）	北海道警察 苫小牧警察署 追分派出所	0145-25-2003
	（繋がらない場合）苫小牧警察署 代表電話	0144-35-0110
道路管理者（国道）	国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	0144-72-5165
	（繋がらない場合）室蘭開発建設部 道路計画課	0143-25-7046
道路管理者（町道）	安平町役場総合庁舎 建設課（土木・公園担当）	0145-29-7075
駐車場交通警備会社	有限会社 M.D.N.TRANS	0123-23-0501
医療機関	社会医療法人平成醫塾 あびら追分クリニック	0145-25-2531
	医療法人並木会 渡邊医院	0145-22-2250
災害対応自動販売機	北海道コカ・コーラリテール&ベンディング株式会社苫小牧支店	0144-55-2427

5. 各種協定の締結状況

安平町が各種関係機関と協定を締結している状況については、以下のとおりとなっている。

「道の駅」あびらD51ステーションに特に関係が深い協定は、太枠で示している。

表 3-6 各種協定における締結状況 1/4

令和7年12月31日現在

No	分野	協定名	主な内容	協定先	締結年月日
1	行政等協定	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	◇緊急災害対策派遣隊の派遣 ◇現地情報連絡員派遣	北海道開発局	平成22年5月28日
2		災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	◇食料・飲料水・生活必需物資・その他の資機材の提供及び斡旋 ◇被災者の救出・医療・防疫等の実施等 ◇車両等の提供・斡旋 ◇一時収容のための施設提供	北海道及び道内市町村	平成20年6月10日 平成27年3月31日更新
3		日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定	◇応急給水活動 ◇応急復旧作業 ◇資材の供出 ◇応援要員派遣	室蘭市ほか胆振・日高管内自治体16団体	平成19年7月26日
4		災害時広域相互応援に関する協定	◇食料・飲料水・生活必需物資・その他の資機材の提供及び斡旋 ◇被災者の救出・医療・防疫等の実施等 ◇車両等の提供・斡旋 ◇児童・生徒の受入れ	胆振東部1市4町	平成27年3月2日
5		災害発生時における安平町と安平町内郵便局の協力に関する協定	◇郵便ネットワークを活用した広報活動 ◇避難者リスト等情報の相互提供 ◇緊急時車両等の提供	日本郵便株式会社北海道支社	平成20年6月16日 平成27年6月16日更新
6	連携	安平町における災害時の協力に関する協定	◇公共施設、道路等に係る応急対策及び災害廃棄物除去・運搬 ◇応急対策・復旧活動に付随する資機材・物資の輸送 ◇情報連絡網の構築・共有 ◇協力実施体制の構築・共有 ◇建設協会会員保有の資機材保有状況報告	安平建設協会	平成19年5月11日
7	物資	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	◇災害対応型自動販売機の電光掲示板による災害情報等の提供 ◇対策本部設置時等緊急時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成20年2月27日
8	物資	災害時におけるLPガスに関する災害協定	◇被災場所におけるLPガスの被害状況等情報提供 ◇被災場所における応急措置及び復旧工事 ◇避難場所等へのLPガスの供給及び関連機器の設置 ◇大規模整備LPガス設備除去等の安全対策	財団法人北海道エルピーガス協会	平成23年3月14日

表 3-7 各種協定における締結状況 2/4

9	物資	災害時における資機材等の提供に関する協定	◇災害時における発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等 ◇提供資機材品目に係る平時の情報提供	日立建機日本株式会社北海道支社道南支店千歳営業所	平成24年4月25日 令和3年1月15日更新
10	物資	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	◇指定緊急車両等への石油類燃料優先給油 ◇災害対策上重要施設、避難所、医療機関等への石油類燃料優先提供 ◇帰宅難民者等に対するスタンドトイレ等の提供	苫小牧地方石油業協同組合	平成24年4月25日
11	インフラ	安平町と一般財団法人北海道電気保安協会の災害時の協力に関する協定	◇公共施設電力復旧に必要な調査等 ◇公共施設の電力復旧工事に係る指導・監督・検査 ◇その他所有資機材の提供	一般財団法人北海道電気保安協会	平成24年4月25日
12	物資	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	◇食料、水、生活必要物資等の提供 ◇支援物資の輸送に関する事	株式会社セイコーマート	平成25年7月12日
13	物資	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	◇災害時における発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等 ◇提供資機材品目に係る平時の情報提供	株式会社共成レンテム苫小牧営業所	平成25年7月12日
14	物資	災害時における飲料の提供等に関する協定書	◇対策本部設置時等緊急時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供 ◇備蓄用飲料水（2?120本）の無償提供及び消費期限到来後の更新	サントリーフーズ株式会社	平成25年7月29日
15		災害時における飲料水の提供等に関する協定書	◇対策本部設置時等緊急時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供	株式会社 伊藤園	平成26年8月22日
16	輸送	緊急時における輸送業務に関する協定	◇災害時又は災害の発生の恐れがある場合の支援物資の輸送に関する事	室蘭地区トラック協会苫小牧支部	平成27年11月6日
17	行政等協定	大規模災害時等の情報共有要領及び生活救助等に関する協定	◇連絡体制の強化を図るとともに、情報の収集・整理・共有要領、乙の救助活動等のための地域使用、応急的な生活救助	陸上自衛隊第7師団第7特科連隊	平成27年12月10日
18	施設利用	災害時における施設利用の協力に関する協定	◇地震、風水害、その他の災害等が発生、又は発生するおそれがある場合、乙が管理する施設（旧富岡小学校）を利用、補充的避難所として開設・運営	有限会社國崎青果	平成29年6月1日
19	物資	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	◇地震、風水害、その他の災害等が発生、又は発生するおそれがある場合、相互に協力し食料等の供給を行う。	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成29年8月28日
20	その他	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	◇安平町の区域内で災害対策基本法第2条第1項に定める災害が発生し、そのおそれがある場合において、安平町が災害対策本部を設置した場合、地図製品等の供給を行う。	株式会社ゼンリン	平成30年11月2日 令和3年10月19日更新

表 3-8 各種協定における締結状況 3/4

21	行政等協定	安平町における災害時の協力に関する協定	◇胆振東部地震において、総合庁舎において職員の幼児児童を複数名受け入れ業務を行っていた経緯から災害業務の執行において職員の精神的解消を図るため、町と学校法人リズム学園が相互に協力して町民の生命、身体及び財産を守るため連携した応急対策に関する事項における安平町役場職員の活動支援並びに平常時における連絡体制等の構築を行う。	学校法人リズム学園	平成31年1月9日
22	協働	『道の駅（あびらD51ステーション）』における協働事業の実施に関する細目協定書	「道の駅（あびらD51ステーション）」に設置したメッセージボード付自動販売機を通して、地域情報、道路情報等の提供に関する事業【おしらせ道ねっと】を協働して実施 非常時における自販機内在庫の商品の無償提供	北海道コカ・コーラボトリング株式会社 国土交通省北海道開発局	平成31年4月1日
23	情報発信	災害に係る情報発信等に関する協定	地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、安平町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、安平町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行う	ヤフー株式会社	平成31年4月4日
24	物資	災害時における物資供給に関する協定	地震、風水害その他の災害等（武力攻撃事態を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給	NPO法人コメリ災害対策センター	令和元年10月2日
25	連携	電気自動車等を活用した災害連携協定	災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給	北海道日産自動車株式会社、札幌日産自動車株式会社、日産プリンス札幌販売株式会社、日産自動車株式会社 厚真町、むかわ町	令和2年9月25日
26		安平町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	安平町災害時応急対応活動として行う、災害ボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、町及び社協の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与する。	安平町社会福祉協議会	令和2年12月18日
27	物資	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。	合同容器株式会社	令和3年2月1日
28	輸送	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	安平町内において災害が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合において、災害対策活動に係る緊急・救援輸送等を図るため、必要な事項を定める。	ヤマト運輸株式会社 千歳旭ヶ丘支店	令和3年3月1日
29	インフラ	災害時における協力体制に関する協定	安平町内において災害による停電が発生した場合において、遠浅公民館に一定の電力供給体制を維持するために必要な事項を定める。	苫東安平ソーラパーク株式会社	令和3年9月1日
30	物資	災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定	安平町内において災害が発生又は発生するおそれがある時において、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資を確保することに関して、必要な事項を定める。	一般社団法人日本福祉用具供給協会	令和4年1月17日

表 3-9 各種協定における締結状況 4/4

31	インフラ	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的に締結。	北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社	令和4年3月15日
32	物資	災害時における物資供給等に関する協定	安平町内において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、相互に協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給することを目的に締結。	一般社団法人北海道社会基盤開発協会	令和4年5月31日
33	物資	災害時における避難所等で使用する製品の供給に関する協定	安平町内において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、主に避難時や避難場所等で使用する資機材等を迅速かつ円滑に供給することを目的に締結。	株式会社アキレス	令和4年6月28日
34	物資・輸送	災害時における応急対策資機材の供給及び設置の協力に関する協定	安平町内において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、災害発生時等において住民生活の早期安定を図ることを目的に締結。	北海産業株式会社苦小牧営業所、安平建設協会	令和4年10月12日
35	医療・救護	災害時の医療救護活動に関する協定	安平町地域防災計画に基づき安平町が行う医療救護活動に対する一般社団法人苦小牧市医師会の協力に関し必要な事項を定める。	一般社団法人苦小牧市医師会	令和5年11月20日
36	物資	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	安平町内において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図ることを目的に締結。	ノースアジャスト株式会社	令和6年3月25日
37	その他	安平町における災害時の復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定	安平町内において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、住民生活の早期安定を図ることを目的として、町が復旧・復興等の事業を実施する際、それを支援する業務に関して必要な事項を定めるものとして締結。	一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会	令和6年9月27日
38	その他	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	安平町内において、地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給について必要な事項を定めるものとして締結。	株式会社トヨタレンタリース新札幌	令和6年12月26日

資料：安平町作成（協定書の写しは安平町ホームページ内で閲覧可能）

4章 危険事象・被害想定

1. 想定される危険事象

本計画においては、特に地震時における危険事象を想定した行動に係る計画を行う。

本計画においては、次のような災害を想定しており、特に地震における危険事象を主な対象として想定している。

表 4-1 災害別の道の駅と職員及び施設利用者被害の可能性

災害種別	道の駅・職員の被害の可能性		施設利用者被害の可能性
	施設の被害	職員の被害	
地震	停電、断水、施設損傷	負傷者あり	負傷者あり、トイレ使用休止
水害	被害なし	被害なし	被害なし
津波	被害なし	被害なし	町外からの一時避難者あり
土砂災害	被害なし	被害なし	道路損傷による通行止め
火山災害	降灰あり	降灰あり	降灰あり
大規模な火災	施設損傷	負傷者あり	負傷者あり
原子力災害	—	—	—
雪害	大雪、除雪遅延	大雪、出勤・帰宅困難	大雪、帰宅困難
暴風雪	停電、雪の吹き溜まり発生	道路通行止め	道路通行止め

2. 危険事象における被害想定

(1) 地震災害

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分けることができる。

海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

表 4-2 北海道地方において想定される地震

	地震	断層モデル※	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)	
海溝型地震	(千島海溝/日本海溝)						
	T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968 年	既知	7.9	—
	T2	十勝沖	地震本部/中防	2003 年	既知	8.0	—
	T3	根室沖	地震本部/中防	1894 年	既知	7.9	—
	T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969 年	既知	7.8	—
	T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963 年	既知	8.1	—
	T6	500 年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	—
	(日本海東縁部)						
	T7	北海道南西沖	—	1993 年	既知	7.8	—
	T8	積丹半島沖	—	1940 年	既知	7.8	—
	T9	留萌沖	—	1947 年	既知	6.7	—
	T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	—
	(プレート内)						
	P1	釧路直下	—	1993 年	既知	7.5	—
P2	厚岸直下	—	1993 年型	推定	7.2	—	
P3	日高西部	—	1993 年型	推定	7.2	—	
内陸型地震	(活断層帯)						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7 以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7 以上	54 以上
	N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
	(伏在断層)						
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—
	(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	—	1938 年	推定	6.5	—	
E2	浦河周辺	—	1982 年	推定	7.1	—	
E3	道北地域	—	1874 年	推定	6.5	—	
(オホーツク海)							
A1	網走沖	—	未知	推定	7.8	60	
A2	紋別沖 (紋別構造線)	—	未知	推定	7.9	70	

※断層モデルを発表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（令和元年5月）

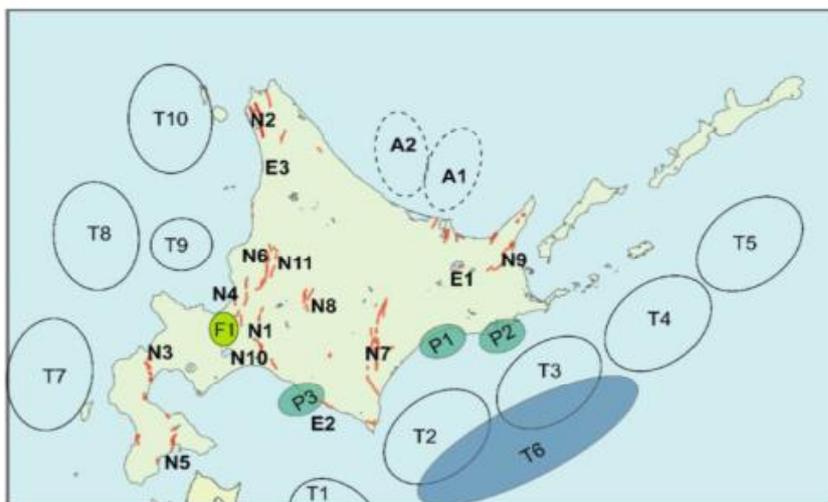


図 4-1 北海道地方において想定される地震分布図

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（令和元年5月）

これらの想定地震の中で本町に被害を及ぼす可能性のある地震の概要は、下記のとおりである。

「平成 28 年度地震被害想定調査結果（全道版）」（北海道、平成 30 年2月公表）から、「石狩低地東縁断層帯南部（モデル 30_5）」を地震被害として想定する。

1) 海溝型地震

●千島海溝南部・日本海溝北部

①三陸沖北部、②十勝沖、③根室沖、④色丹島沖、⑤択捉島沖

●500年間隔地震

根室半島～十勝沖の領域

●日本海東縁部

①「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、② 積丹半島沖

③留萌沖、北海道北西沖

留萌沖、北海道北西沖

●プレート内のやや深い地震

①釧路沖、②厚岸直下、③日高中部

2) 内陸型地震

●活断層帯

①石狩低地東縁断層帯主部、②サロベツ断層帯、③黒松内低地断層帯

④当別断層、⑤函館平野西縁断層帯、⑥増毛山地東縁断層帯、

⑦十勝平野断層帯、⑧富良野断層帯、⑨標津断層帯、

⑩石狩低地東縁断層帯南部、⑪沼田—砂川付近の断層帯

●札幌市直下の伏在断層

●既往の内陸地震

①弟子屈地域、②浦河地域、③道北地域

●網走・紋別沖

3) 想定震度

想定した地震の震度は次のとおりである。

区 分	石狩低地東縁断層帯南部（モデル 30_5）
地表における震度	6. 8

資料：平成28年度地震被害想定結果（北海道：平成30年2月）

4) 地震による建築物及び人的被害等の予測

想定した地震から、本市への建築物及び人的被害等は、次のとおりと想定される。

安平町の地震被害想定結果

[石狩低地東縁断層帯南部（モデル 30_5）]

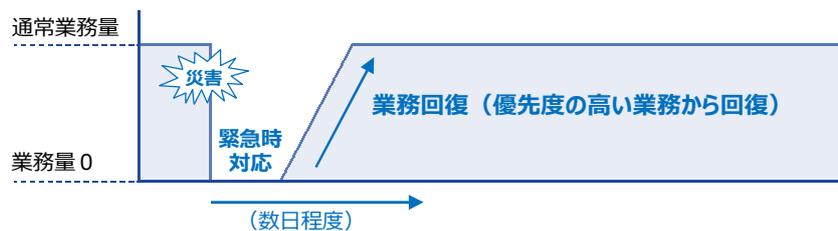
項 目		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
建物被害	全壊棟数	159 棟	159 棟	159 棟
	半壊棟数	368 棟	368 棟	368 棟
火災被害	出火件数	1 件未満	1 件未満	7 件
人的被害	死者数	2 人	1 人	2 人
	重症者数	8 人	4 人	6 人
	軽傷者数	93 人	52 人	66 人
	避難者数	2,519 人	2,518 人	2,524 人
ライフライン被害	上水道被害 断水世帯数（直後）	3,738 世帯	3,738 世帯	3,738 世帯
	下水道被害 機能支障世帯数	420 世帯	420 世帯	420 世帯
交通施設被害	道路被害	60 か所	60 か所	60 か所
	橋梁被害（15m 以上）	5 か所	5 か所	5 か所
	橋梁被害（15m 未満）	7 か所	7 か所	7 か所

資料：平成28年度地震被害想定結果（北海道：平成30年2月）

(2) 暴風雪災害

過去の災害履歴から暴風雪や大雪等による通行止め等、道路交通に支障をきたす雪害が想定される。

【事故・自然災害等のBCP】



3. ライフライン、インフラ等の被害想定

表 4-4 ライフライン・インフラ被害

項目		被害想定	参考事象	
ライフライン・インフラ	電力	発災後は、発電所停止・断線等により電力供給が中断する可能性がある。 数日間は地域内に電力供給されない可能性がある。 (H24.11 の発達した低気圧の影響で送電線の鉄塔が倒壊し登別市内で発生した大規模停電時は 4 日間に亘り停電した施設もあった)	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震	
	水道	断水により、数日間～1ヶ月は、地域内に水道供給がされない可能性がある。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震	
	ガス	数日間は使用できない可能性がある。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震	
	電話	固定電話	数日間は使用できない可能性がある。 また、発災日等は輻輳によりほとんど使用できない可能性がある。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震
		携帯電話	数日間は使用できない可能性がある。 また、発災日等は輻輳によりほとんど使用できない可能性がある。 メールは遅配する可能性があるが、発災後でも送受信可能と考えられる。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震
	道路	隣接している国道 234 号においては、緊急輸送道路としての位置付けにあるため、特に問題はないと思われる。しかし、地震の揺れや液状化現象、道路損傷、車両の放置、風雪害等により場合によっては長期間、通行できない可能性がある。	北海道胆振東部地震	
	鉄道	石勝線、室蘭線ともに、2週間程度運休する可能性がある。	北海道胆振東部地震	

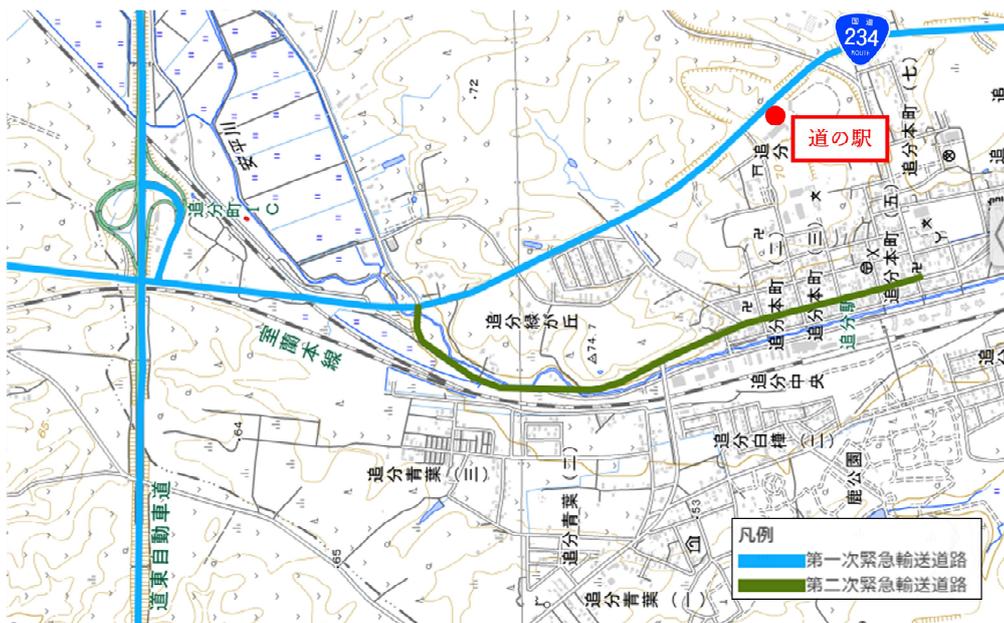


図 4-3 道の駅周辺における緊急輸送道路の位置付け (資料: 重ねるハザードマップ (国土交通省))

5章 重要業務の抽出

1. 事業継続計画に係る発動と解除

(1) 道の駅BCP（事業継続計画）の発動と解除

○発動に係る条件

- ・ 施設設置者である安平町又は町内で震度5弱以上の地震が発生した場合に安平町に設置された災害対策本部から、当道の駅での災害支援拠点の開設要請を受けたとき
- ・ その他、町内や道の駅敷地内で甚大な被害が生じた場合や、暴風雪等で通行止め・滞留が発生し、帰宅困難者の一時受入が必要な場合など、施設の管理責任者がBCPの発動が必要と認めた場合等

○発動の権限者及び指示系統

- ・ 発動権限者は、施設の管理責任者を基本とする。なお、施設の管理責任者が不在または連絡不能の場合は、職務代行順位表により、責任者に代わりに発動決定を行う。
- ・ なお、災害発生時には計画発動が流動的になることも考えられるため、発動前であっても必要に応じて初動対応をとり、継続実施すべき非常時優先業務及び停止する業務について、適切な対応をとるように努めるものとする。

施設管理に係る災害支援拠点については、施設の管理責任者（事務局長）が統括する。指示系統及び職務代行に関する順番は以下の①～③を基準とする。

表 5-1 業務継続計画の指示系統（職務代行順位表）

指示系統の順番	施設の管理責任者
①	事務局長
②	事務局次長
③	支配人
④	副支配人

○発動の解除

- ・ 発動権限者は、施設設置者である安平町と調整の上、町における業務資源の不足等に伴う支障が改善され、安定的な業務継続が可能となった場合は、本計画の解除を行う。

ただし、各職員は解除の前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じ、停止・縮小した業務を順次再開させることができるものとする。

大規模災害の発生時に迅速かつ的確に業務を実施するためには、職員の確保とともに指揮命令系統を確立する必要がある。

2. 応急対策活動業務

本計画は、応急対策活動として「災害応急業務」ならびに「優先通常業務」に係る非常時優先業務を明らかにし、これを実施することとする。

(1) 非常時優先業務の考え方

災害発生時には、緊急性の高い災害対応業務が大量に発生し、通常時以上の業務処理能力が求められる。一方、職員の負傷等による人員の不足や通信インフラ等の障害により、業務の処理能力が大幅に低下することが懸念される。

そのため、大規模災害時にあっても、優先して実施すべき業務を事前に特定しておくことで、初動対応時から効率的な災害応急対策が進められることが期待できる。

本計画では、これら優先して実施すべき業務を、「非常時優先業務」として位置づけ、営業時間内（営業時間外で対応する場合は関係機関と協議）において実施することとする。

表 5-2 非常時優先業務（災害応急業務、優先通常業務）

業務の分類		内容	項目	
非常時 優先業務	災害応急業務	道の駅自体が被災した場合の復旧対応業務、災害発生時の指定緊急避難場所として早急に機能させるために必要とする業務	初動対応 応急対策活動	感染症予防や 拡大防止対策
	優先通常業務	道の駅の運営・管理に係わる通常業務のうち、道路利用者や地域住民等へのサービスに重大な影響が生じるため中断できない、または中断しても早期再開を必要とする業務	事業再開の 取組み	

(2) 時間軸における非常時重要業務の項目



図 5-1 発災後の時間軸における「道の駅」重要業務の項目

3. 重要業務と内容一覧

表 5-3 道の駅の重要業務一覧

重要業務	業務の概要	基本的考え方 (右欄※ただし、災害対策本部からの要請に応じて、管理責任者が指名した場合に限る。)	担当区分								
			管理責任者 (事務局長)	副管理責任者 (事務局長次長)	情報収集・広報担当	給食担当※	医療担当※	救援物資担当※	ボランティア担当※	防犯・施設管理担当	
初動対応 (目標3時間以内)	従業員・来訪者の安否確認	<input type="checkbox"/> 自動ドアの電源を切り、ドアを開放 <input type="checkbox"/> 「道の駅」区域内をくまなく点検(火の元や施設損傷等) <input type="checkbox"/> 職員・来訪者の安否を速やかに確認 <input type="checkbox"/> 各種確認状況を管理責任者へ報告 <input type="checkbox"/> 管理責任者は安平町(商工観光課)へ第一報	○	◎	○		○	○		○	
	負傷者の救命・救急	<input type="checkbox"/> 負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施 <input type="checkbox"/> 救急を要する場合、速やかに救急救助を要請	○	◎	○		○				
	①安否確認、二次災害の防止、防災設備の起動	二次災害の防止 (設備の被災状況の確認) <input type="checkbox"/> 停電でなくとも「販売一時中止」とし、少なくとも1名はレジを守りながら「駐車場へ退避」「販売一時中止」等の館内アナウンス <input type="checkbox"/> 発災後の訪問客への避難場所や飲食料の提供 <input type="checkbox"/> 新たな避難者の受入れ等を安全かつ効率的に実施するための設備点検	○	○	◎	○		○		○	
	二次災害の防止 (消火活動)	<input type="checkbox"/> 迅速な初期消火	○	◎	○	○	○	○	○	○	
	防災設備の起動 (災害用トイレの設置)	<input type="checkbox"/> 避難者へのトイレ使用環境の早期提供	○	○	○					◎	
	防災設備の起動 (非常用発電機の起動)	<input type="checkbox"/> 避難所を維持するための電源確保	○	○	○	○	○	○	○	◎	
	②避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出・配布	避難スペースの確保・誘導 <input type="checkbox"/> 避難場所である駐車場等に誘導 災害用備蓄の搬出・避難者への配布 <input type="checkbox"/> 訪問客への食糧、飲料水等の配布	○	○						◎	
応急対策活動 (目標1日以内)	③利用者や関係機関等への情報発信・共有	<input type="checkbox"/> 「道の駅」の人的被災、設備被災の確認 <input type="checkbox"/> 速やかな支援要請	○	○	○					○	
		周辺への情報提供 <input type="checkbox"/> 「道の駅」内に避難している地域住民や訪問客への現在の状況の周知	○	○	○						
	④緊急活動スペースの確保	緊急活動スペースの点検・確保	<input type="checkbox"/> 緊急活動スペースの点検 <input type="checkbox"/> 緊急活動スペースの確保								
		災害備蓄スペースの点検・確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄スペースの点検 <input type="checkbox"/> 災害備蓄スペースの確保	○	○					○	○
		災害活動車両の駐車スペースの点検・確保	<input type="checkbox"/> 災害活動車両の駐車スペースの点検 <input type="checkbox"/> 災害活動車両の駐車スペースの確保								
⑤災害支援・災害用備蓄スペースの確保	防災拠点自動車駐車場の確保	<input type="checkbox"/> 災害対策本部等からの要請に基づく防災拠点自動車駐車場(第2駐車場)の確保及び状況確認	○	○	○		○			○	
	災害備蓄基地の確保	<input type="checkbox"/> 災害対策本部等からの要請に基づく災害備蓄基地の確保	○	○	○		○	○		○	

6章 必要資源の現状把握

1. 人的資源

(1) 勤務時間外に参集可能な職員数

勤務時間外に地震が発生した場合を想定し、居住地から道の駅までの距離を基に、徒歩による参集時間別の参集可能職員数を算出する。

表 6-1 参集所要時間に応じた職員参集率

参集所要時間	通勤距離圏と可能な職員参集人数				
	通勤距離圏	小計	累計	割合	
1 時間以内	通勤距離	3km 圏内の職員	2人	2人	28.6%
3 時間以内		9km 圏内の職員	0人	2人	28.6%
4 時間以内		12km 圏内の職員	2人	4人	57.1%
5 時間以上		12km 圏外の職員	3人	7人	100%

上記のとおり、夜間及び休日に発災し、職員及び家族が被災した場合には、1 時間以内の職員数が 28.6%（2 人前後）となり、初動時に従事する職員数（4 人）が不足するため、必要な職員数に対応した職員配備体制をとる必要がある。

業務の優先順位を考慮し、一時的に安平町等からの応援を求め、応援職員の協力体制構築を検討する。

2. 物的資源

(1) ライフライン等（電気・ガス・水道等）の確保

- ・ 非常用電源を確保する。
- ・ 停電時でも業務を継続するため、必要な電力を確保できる非常用電源及び電源起動等に係る燃料の備蓄に努める。
- ・ 災害でもつながりやすい電話回線を複数回線確保する。
- ・ 飲料水の備蓄やトイレ用品を確保する。
- ・ 災害でも使用可能なトイレ対策（災害用トイレ、トイレトペーパーの備蓄）をする。

(2) 業務遂行のための飲料水、食料等

- ・ 住民の備蓄を補完するために、最低限必要とされる 3 日分の飲料水及び食料の備蓄を、安平町と連携の上で、自助・共助・公助の一体により確保するものとする。
- ・ 発災直後から職員は昼夜を問わず非常時優先業務に従事するため、必要な水分や食事の摂取、また、過労死等を防ぐためにも他地域や関係機関等からの応援職員の協力体制により、適度な休息を確保する。
- ・ 発災後、非常時優先業務に従事する職員用の飲料水や食料等の確保を計画的に行うなど、備蓄方法について検討しておく。
- ・ また円滑な業務遂行を行うため、数量や保管場所等についても、有事の際にも誰もがすぐに把握できるようにしておく。

(3) 災害時につながりやすい通信手段の確保

- ・ 災害用の機器は、通常時に使用する機会が少ないため、災害時に機器の操作方法の未熟などの原因で有効に活用できないことが懸念される。そのため、保守点検を確実に実施するとともに、訓練の実施や通常時の活用を通じて操作に習熟するよう努める。

(4) 業務データのバックアップ

- ・ 道の駅は、道の駅をはじめ行政、民間企業等に関するサービス等の重要な情報資産を多数保有し、その大部分についてコンピュータシステムを利用している。情報資産のバックアップは、日時処理を基本としサーバーに保存する。また、バックアップデータは、データセンターの他、事業者のサーバーに保存されるものがあるが、情報資産の重要度に合わせて複数のバックアップを行っている。
- ・ そのため、大規模災害に備え、バックアップデータを複数箇所に保存する必要がある。大規模災害においても、活用するために必要なデータについて、協議のうえ整理し、確認しておく。
- ・ 災害時のシステム停止に備え、安平町及び道の駅のシステムを最優先の復旧対象と位置付け対応するよう、システム保守業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制の確保に努める。

3. ライフライン等に係る資源一覧

ライフライン等の内容について、下表に災害用備蓄物資（1 食料品類 2 生活必需品類 3 防災用資機材等）としての内容を整理した。これら内容については、道の駅関係者全員が把握できるように整理するとともに、定期的に見直し、確認作業を行うことで有効活用が可能になる。

災害用備蓄物資については、安平町防災備蓄計画及び総合計画実施計画等の方針に従い備えるとともに、不足するものについては安平町を通じて支援・提供を受けるものとする。

表 6-2 1. 食料品（例：米、飲料水等）一覧

食料品名	個数	備蓄箇所
清涼飲料水（非常時無償提供協定分）	1 台分	屋外自動販売機（P13 協定一覧参照）
防災水（2L×6本）	80 箱	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
防災水（500mL×24本）	20 箱	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）

表 6-3 2. 生活必需品（例：紙おむつ、毛布等）一覧

生活必需品名	個数	備蓄箇所
おしりふき	1 パック	道の駅内物品庫
紙おむつ	1 パック	道の駅内物品庫
災害用トイレ	30 箱	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
組立式多目的テント	2 個	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
毛布	30 枚	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）

表 6-4 3. 防災用資機材（例：非常灯、ラジオ、ストーブ、ブルーシート等）一覧

防災用資機材名	個数	備蓄箇所
充電式LED投光器	4 台	道の駅内物品庫
ワンタッチテント（三方幕付き）	1 台	旧幼稚園
ポータブル石油ストーブ	16 台	早来研修センター、公民館等
ブルーシート	4 枚	旧幼稚園、道の駅屋外物置
インバーター発電機	4 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
バルーンライト	2 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
アルミ断熱保温シート	10 巻	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
アルミマット	10 枚	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）

表 6-5 4. その他資機材一覧

その他資機材名	個数	備蓄箇所
脚立	1 脚	道の駅内物品庫
梯子	1 脚	道の駅内物品庫
除雪機	1 台	観光協会事務所前（夏期:役場総合支所）
灯油ポリタンク	8 個	早来研修センター
ガソリン携行缶	2 個	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
電工ドラム	8 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
カラーコーン（折りたたみ）	50 個	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
リヤカー（アルミ製・折りたたみ式）	1 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
簡易担架（折りたたみ式）	4 個	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
台車	3 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）

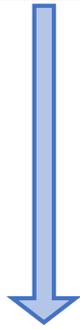
7章 重要業務の開始目標時間

1. 重要業務の開始目標時間の設定

(1) 目標時間の考え方

開始目標時間は、「5章 重要業務の抽出」で抽出した業務を対象に、発災後の被害や影響を踏まえて、初動対応を最優先に重要業務の優先度を考慮しながら設定する。

表 7-1 重要業務の開始目標時間

重要業務	業務の概要	目標時間	優先度		
①安否確認、二次災害の防止、防災設備の起動	従業員・来訪者の安否確認	3時間以内	優先度高  優先度低		
	負傷者の救命・救急				
	二次災害の防止（設備の被災状況の確認）				
	二次災害の防止（消化活動）				
	防災設備の起動（災害用トイレの設置）				
②避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出・配布	避難スペース（原則は駐車場車内）の確保・誘導	1日以内			
	災害用備蓄の搬出・避難者への配布				
③利用者や関係機関等への情報発信・共有	利用者や関係機関等への情報発信・共有				
	周辺への情報提供				
④緊急活動スペースの確保	緊急活動スペースの点検・確保				
	災害備蓄スペースの点検・確保				
⑤災害支援・災害用備蓄スペースの確保	（災害対策本部等からの要請があった場合） 防災拠点自動車駐車場（第2駐車場）の確保及び状況確認				
	（災害対策本部等からの要請があった場合） 災害備蓄基地の確保				

なお、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）で示されている業務開始目標時間の事例では、初動となる①安否確認～②避難場所開設までが、概ね3時間以内とされている。これら初動対応については、巻末資料3「初動対応チェックリスト（案）」をもとに具体的な行動を行うものとする。

また、③④⑤の応急対策活動開始などが概ね1日以内、被災者への支援の開始や他の業務の前提となる機能の回復（事業再開に向けた取組）は3日以内とされている。

なお、復旧・復興に係る業務の本格化は2週間以内とされており、「道の駅」としての通常業務再開時期の目安と考えることができる。

表 7-2 業務開始目標時間と該当する業務の考え方

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方 (右欄※ただし、災害対策本部からの要請に応じて、管理責任者が指名した場合に限る。)		担当								
			管理責任者 (事務局長)	副管理責任者 (事務局次長)	情報収集・広報担当	給食担当※	医療担当※	救援物資担当※	ボランティア担当※	防犯・施設管理担当	
3 時間以内	安否確認、二次災害の防止、防災設備の起動	職員及び家族の安全確保 初動体制の確立 被災状況の把握 救助・救急の開始 等	○	○	○		○				○
	避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出・配布	原則、駐車場の車内に避難 必要に応じ館内に避難所を開設 等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1 日以内	利用者や関係機関等への情報発信・共有	避難生活支援の開始 重要な事項の手続き 等	○	○	○	○	○				
	緊急活動スペースの確保	応急活動（救助・救急以外）の開始 等	○	○	○	○	○	○			○
3 日以内		被災者への支援の開始 他の業務の前提となる機能の回復 等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 週間以内		復旧・復興に係る業務の本格化 等	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8章 重要業務の行動計画

1. 実施体制（案）（部・担当）

実施体制に関しては、災害時の管理責任者および副管理責任者を据えるとともに、避難所での各種災害における班対応による業務を実施する。

なお、当道の駅は、災害発生初期における一時的な避難受入に対応することを基本とし、避難者の安全確保、負傷者の応急対応、情報提供、衛生（トイレ等）の確保を優先する。また、複数日にわたる就寝を伴う避難生活の継続は、避難者の体調管理はもとより、施設の本来機能及び運営体制等の観点から制約が生じ得るため、災害対策本部が設営される安平町との十分な連携の上で、集会所等の他の避難所へ避難者を円滑に移行させ、道の駅は一時的な受入拠点としての機能を維持しつつ、必要に応じて物資・情報等の支援機能を担うものとする。

表 8-1 災害支援拠点

部	担当	主な任務		
		3時間以内	1日以内	3日以内
災害支援拠点	管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害支援拠点の総括 ○災害対策本部決定事項の周知実施 ○災害対策本部への被害状況等の報告 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○従事職員（応援要員を含む）の配置調整の決定 ○今後の活動方針の検討・決定 ○関係機関等に対する協力及び応援要請の決定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧活動の検討・決定 ○被災者支援の検討
	副管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部決定事項の周知実施 ○避難所開設等の各対策部への指示伝達、関係行政機関等との連絡調整 ○被害状況等の報告 等 		

表 8-2 情報収集・広報担当

部	担当	主な任務		
		3時間以内	1日以内	3日以内
情報収集・広報担当	情報収集・広報担当	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況等の収集、取りまとめ ・気象情報（注意・警報、雨量等） ・土木施設被害 ・人的被害 ・ライフライン被害（電気、電話、ガス、上下水道、道路、鉄道等） ・その他被害 ○町民からの相談等の受付、処理 ○町民への広報（防災行政無線、防災メール、ウェブサイト等） ○災害情報の収集・記録（写真等） ○各部に属さない事項、本部の庶務 ○職員の出勤状況の把握 ○職員の罹災状況の調査 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況等の収集、報告、避難状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関への被害状況報告 ○災害統計、資料の作成準備

表 8-3 医療担当

部	担当	主な任務 (※ただし、災害対策本部からの要請に応じて、管理責任者が指名した場合に限る。)		
		3 時間以内	1 日以内	3 日以内
医療担当※	医療担当	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○避難行動要支援者の安否確認 ○保健所及び医療機関との連絡調整 ○所管施設の被害調査 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○避難所における罹災者の介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災者の介護 ○災害地区の防疫

表 8-4 防犯・施設管理担当

部	担当	主な任務		
		3 時間以内	1 日以内	3 日以内
防犯・施設管理担当	防犯・施設管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長の命ずる災害応急対応 ○所管する施設の被害調査 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員及び派遣隊員等の食料調達供給 ○緊急資材置場及び応急施設用地の確保 ○所管する施設の応急措置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事等の契約 ○災害対策経費の総括準備 ○災害対策の予算措置の準備

表 8-5 給食・救援物資・ボランティア担当

部	担当	主な任務 (※ただし、災害対策本部からの要請に応じて、管理責任者が指名した場合に限る。)		
		3 時間以内	1 日以内	3 日以内
給食・救援物資・ボランティア担当※	給食担当	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○飲料・食料や食材等の被害状況調査 ○食材調達や炊き出し、提供の準備等 ○施設内の他班の所管に属さないこと 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員及び避難者の食料調達 ○職員及び避難者への食料供給、提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地における救援活動 ○廃棄物、大型廃棄物の収集、運搬及び処理
	救援物資担当	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○施設内物資等の被害調査、報告及び応急復旧の実施 ○施設内の他班の所管に属さないこと 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員及び派遣隊員等の物資調達 ○職員及び派遣職員等への物資提供 ○被災地における救援体制の整備 等 	
	ボランティア担当	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○町連合町内会及び町内会との連絡調整 ○対応要員の確保準備、報告 ○施設内の他班の所管に属さないこと 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア等の受入措置 ○ボランティアへの資材準備 等 	

2. 災害時における優先業務の内容等

災害時における優先業務等については以下のとおりとする。

(1) 災害時における優先業務

表 8-6 災害時における優先業務一覧

番号	内 容 (P22「表5-3道の駅の重要業務一覧」も参照)	優先度	行動計画				備考
			A	B	C	D	
			発災～3時間以内	3時間～1日以内	1日～3日以内	3日以降	
1	従業員・来訪者の安否確認	A	○				
2	負傷者の救命・救急	A	○				
3	二次災害の防止（設備の被災状況確認、消火活動）	A	○				
4	防災設備の起動（災害用トイレ、非常用発電機）	B		○			
5	避難スペース（原則、駐車場車内）の確保、誘導	B		○			
6	災害用備蓄の搬出、避難者への配布	B		○			
7	利用者や関係機関等への情報発信・共有	C			○		発災後適宜
8	周辺への情報提供	C			○		発災後適宜
9	緊急活動スペースの点検・確保	B		○			
10	災害支援・災害用備蓄スペース確保	B		○			
11	災害活動車両の駐車スペースの点検・確保	B		○			
12	防災拠点自動車駐車場(第2駐車場)の確保及び状況確認	C			○		
13	災害用備蓄基地の確保	C			○		
14	感染症予防や拡大防止対策	C			○		
15	食料品・生活必需品の確認	B		○			
16	被災者への食料品や生活必需品の支援開始	B		○			
17	事業再開に向けた取組み、機能の回復	D				○	

上表の災害時における優先業務のほか、次の事務については、非常時を念頭において、優先度の高い通常業務として実施する。

- 災害対策（災害用備蓄物資を含む）、防災計画に関すること。
- グループウェアや掲示板等の活用による職員間のスムーズな情報共有化に関すること。
- 施設や設備の点検・管理（鍵の整理含む）及び除排雪に関すること。
- 各種連絡先一覧の更新、物販・直売所施設商品の需給調整（仕入・発注等）および対策に関すること。
- ウェブサイト及びSNSの管理運営、あびらチャンネルや報道機関への対応など外部への情報発信に関すること。

9章 継続的な改善に向けた取組

1. 道の駅BCPの定期的な見直し

(1) 業務継続マネジメントの必要性

道の駅BCPの継続的推進を図るためには、計画策定時で終わりとするのではなく、継続的に取組みをマネジメントしていくという視点が必要である。

本計画は、災害時における道の駅の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画について訓練等を通じた検証を行い、継続的な改善に取り組む。

特に、施設への影響が考えられる災害被害想定の変更又は新たな事象や、地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合性、事務事業等の見直し、訓練や実際の災害対応を踏まえ新たな課題が明らかとなった場合等、必要性を考慮し進めていく。

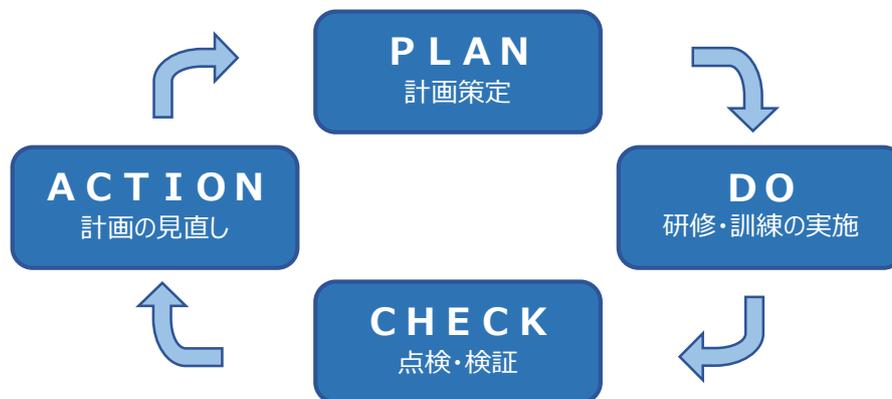


図 9-1 業務継続マネジメント（PDCAサイクル）

(2) 改正履歴（当該BCPの見直し状況）

令和8年3月19日 第1版策定

2. 定期訓練

(1) 職員や従業員に対する研修

○職員に対する研修・訓練の実施

計画の実効性を確保するためには、計画の策定だけでなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努める必要がある。

○各部署における継続的な取組

本計画は、発災時に優先的に実施すべき非常時業務の選定とその業務の開始時期を定めたものである。

発災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するためには、各担当部署においても具体的な対応について、通常時から継続的に話し合いを行い、災害時における業務の継続に努めていく。

3. 防災訓練

(1) 各フェーズを考慮した防災訓練

通常時から、災害時を想定した防災訓練（避難時、避難後、応急訓練等）を実施し、訓練の中から改善点を発見→検証→改善へとつなげていくことが当該BCPを形骸化させないポイントとなる。

また、施設管理者を含め、行政や事業者等と連携した合同訓練等、災害時の総合的な検証を行うことが有益である。

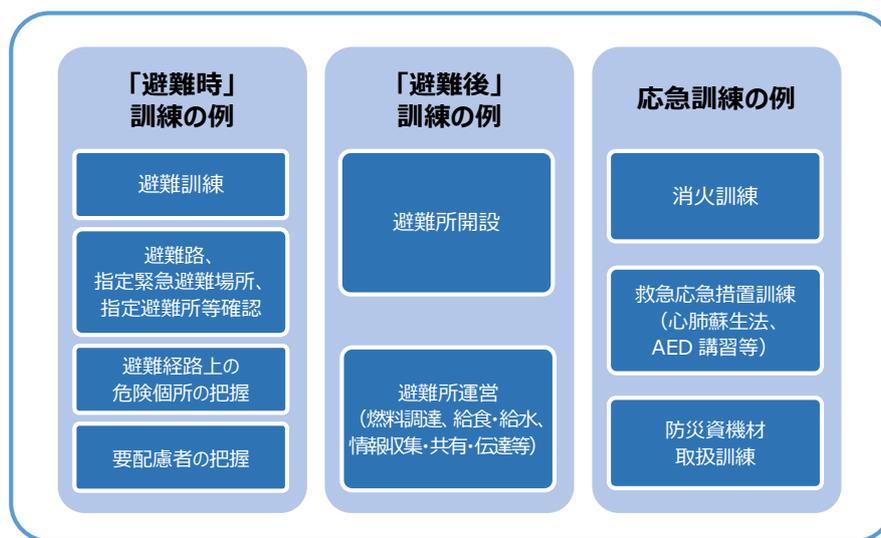


図 9-2 防災訓練の例

(2) 防災訓練の実施状況

防災訓練の実施状況に関しては、道の駅あびらD51ステーションにおいては、毎年、防災用備蓄倉庫内の発動発電機や仮設照明等の起動訓練を中心とした防災訓練を実施している。

[実施事例]

○令和2年12月10日実施 防災訓練における主な内容

- 1) 道の駅利用者への情報提供
- 2) 道の駅利用者への避難誘導（車両誘導含む）
- 3) スマートフォンの充電対応
- 4) 防災用備蓄倉庫内の発動発電機や仮設照明等の起動訓練 等

○令和7年9月18日実施 防災訓練における主な内容

- 1) 防災用備蓄資機材の種類及び使用・操作方法等の確認
 - ・防災用トイレの組み立て方法の確認
 - ・発動発電機及び照明（バルーンライト）の操作方法の確認
 - ・防災用備蓄資材の配備状況と使用に関する確認事項

なお、災害時に円滑な対応を行えるよう、上記取組のフィードバックを踏まえながら継続的に災害への対応意識を向上していく取組を進めていく必要がある。

※参考資料（防災訓練）



図 9-3 防災用備蓄倉庫（第2駐車場内）の備蓄状況（令和7年9月18日撮影）
（備蓄品リストはP25「3. ライフライン等に係る資源一覧」を参照）



図 9-4 防災用備蓄倉庫（第2駐車場内）の備蓄状況
（別角度から撮影・令和6年10月30日撮影）



図 9-5 防災用備蓄倉庫内の発動発電機や仮設照明等の起動訓練
（令和7年9月18日撮影）

10章 巻末資料

巻末資料1：避難誘導経路図（案）

巻末資料2：消火機材・災害用設備配置図（案）

巻末資料3：初動対応チェックリスト（案）

巻末資料4：災害時状況報告書（安平町災害対策本部(商工観光課経由)への発信用）（案）

巻末資料5：非常時の館内アナウンス原稿（案）

巻末資料6：エリア図（管理区域図）

巻末資料7：エリア図（白図・汎用）

*道の駅職員緊急時連絡網は、通常業務として別途作成・管理（非公表）

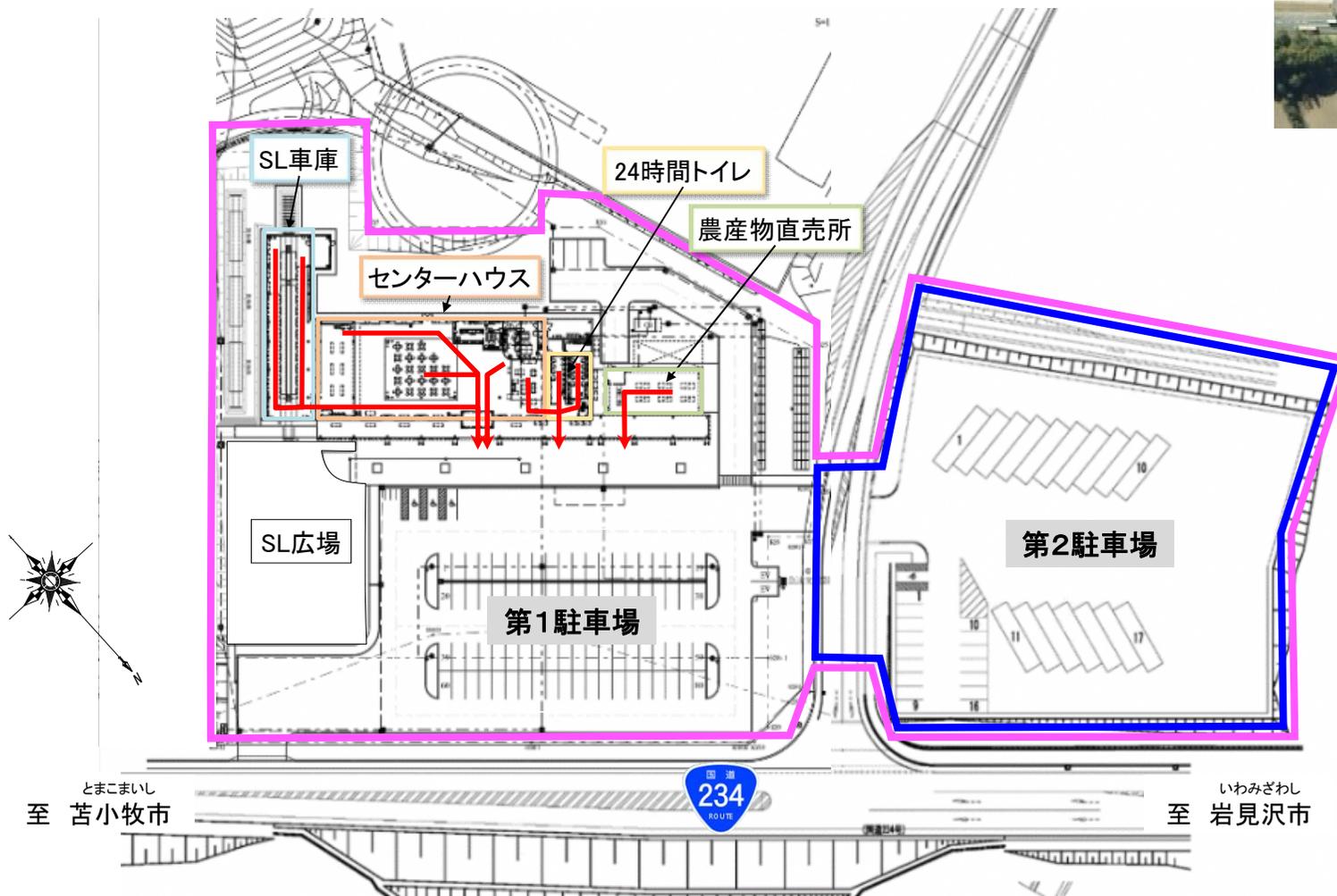
*災害時の緊急連絡先は、本計画 P10「防災関係機関（案）」を参照。

*商品ごとの供給事業者及び連絡先は、通常業務として別途作成・管理（非公表）

*白図は、被害状況の報告のほか、道の駅利用者に対する要配慮者スペースや立入禁止区域の掲示など多用途を想定。被害状況の報告に使用する際は、スマートフォン等で撮影した写真データと発生地点とを突合できるように記録・管理する。

巻末資料1 避難誘導経路図(案)

- ・避難は「駐車場への誘導(駐車場車内)」を基本とする
- ・要配慮者(乳幼児、障がい者等)は屋内での避難スペースを設けた上で誘導する

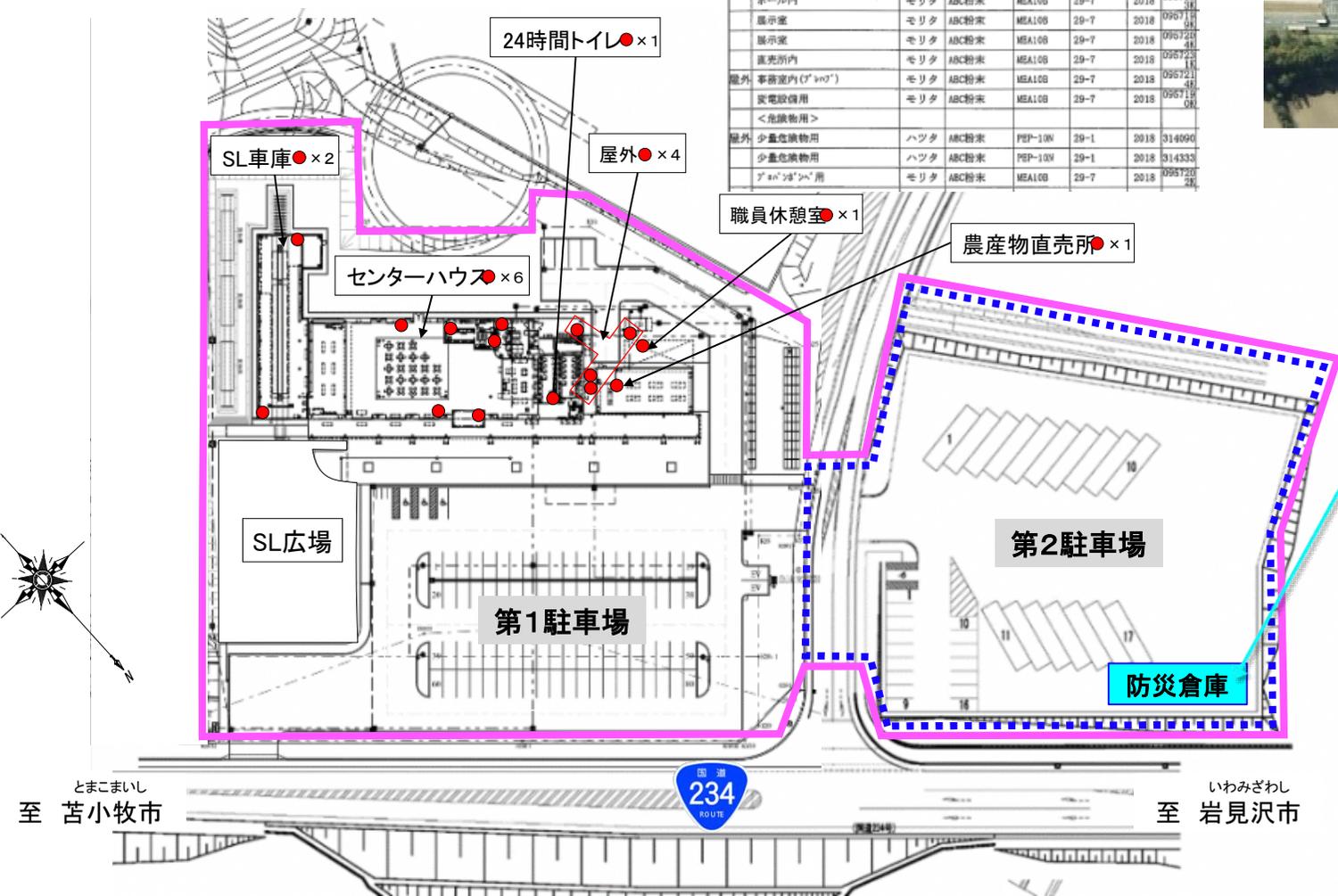


巻末資料2 消火機材・災害用設備配置図(案)

・その他災害用備蓄物資については計画本体P25を参照

(イベント出店用消火器を除く) 消火器点検明細一覧表 全15本

順	設置場所	メーカー	モ	種	規格	メーカー型式	消滅〜号	製造年	点検年
1	事務室廊下	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095721	08
	厨房内	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095718	08
	ベーカリー厨房内	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095720	08
	正面入口横	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095723	08
	正面入口廊下	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	094209	08
	トイレ前	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095722	08
	ホール内	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095719	08
	展示室	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095717	08
	展示室	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095724	08
	展示室内	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095725	08
	屋外 事務室内("ブレイク")	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095721	08
	充電設備用	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095719	08
	<危険物用>								
	屋外 少量危険物用	ハツタ	ABC	粉末	PEP-10X	29-1	2018	314590	
	少量危険物用	ハツタ	ABC	粉末	PEP-10X	29-1	2018	314333	
	ブレイク室内用	モリタ	ABC	粉末	MEA10B	29-7	2018	095720	08



- 防災水(飲用可)
- 災害用トイレ
- 組立式多目的テント
- 毛布
- 発電機
- バルーンライト
- アルミ断熱保温シート
- アルミマット
- ガソリン携行缶
- 電工ドラム
- カラーコーン
- リアカー
- 台車
- 簡易担架

凡例

- 道の駅区域
- 道路区域
- 消火器
- 災害用設備

とまこまいし 至 苦小牧市 国道 234 ROUTE いわみざわし 至 岩見沢市

巻末資料3：初動対応チェックリスト（案）

道の駅あびら D51 ステーション

適用：地震、暴風雪、大規模火災等で施設運営に影響が出る事象（停電・断水・施設損傷等）が発生した場合
基本：人命安全最優先 / 指定緊急避難場所としての受入(短期) / 重要判断は原則、安平町方針・指示に基づく
代行順位：①事務局長(管理責任者)不在の場合→②事務局次長→③支配人→④副支配人の順に代行する

1. 発動・初動体制の確立、安否確認（完了目安：0～15分）

No.	区分	チェック項目	具体アクション(要点)	担当(基本)	完了(✓)	時刻	備考
1	発動要否	BCP発動要否の判断	震度・被害状況(停電/断水/損傷/負傷者)を確認し、災害時対応モードへ移行	管理責任者(事務局長)			
2	指揮体制	指揮系統の確立	管理責任者(事務局長)・副管理責任者(事務局次長)の在否確認、代行順位で補完	事務局長/次長			
3	参集	当日参集者の把握	出勤可能者/負傷者/帰宅困難者を整理(必要に応じて名簿化)	副管理責任者(事務局次長)			
4	安全	館内放送・声掛け	レジを守りながら、来館者へ駐車場への退避など巻末資料5「非常時の館内アナウンス原稿」を例に案内	情報収集・広報			
5	緊急通報	安否確認・緊急通報	119/110の要否判断、負傷者・火災・犯罪等は直ちに通報	副管理責任者(事務局次長)			
6	記録	初動状況のメモ開始	発生時刻/状況/対応/連絡先/指示内容を時系列で記録	管理責任者(事務局長)			
7	役割指名	初動役割の割当	情報収集・広報担当及び防犯・施設管理担当に加え、必要に応じて医療担当等を当日参集者から指名	管理責任者(事務局長)			

2. 二次災害の防止、防災設備の起動（施設・ライフライン確認）（完了目安：0～60分）

No.	区分	チェック項目	具体アクション(要点)	担当(基本)	完了(✓)	時刻	備考
8	点検	建物・設備の安全確認	落下物/ガラス/ひび割れ/天井落下/扉の歪み/漏水/火災/異臭(ガス等)の有無確認、事務局長へ報告	事務局次長/防犯・施設管理			
9	給排水	トイレ使用可否判断	断水・配管破損・衛生状態を確認、事務局長へ報告し使用可否/制限を決定、災害用トイレの段取り	事務局次長/防犯・施設管理			
10	電力	停電状況の確認	停電範囲、非常用電源(発電機)稼働確認、照明確保	防犯・施設管理			
11	通信	通信手段の確保	携帯/固定電話/メール/SNS等の通信状況の確認、代替連絡手段の確認	情報収集・広報			
12	衛生	ごみ・汚物対策	仮置き場所・分別・臭気対策(表示や人員配備)、清掃体制の初動確保	事務局次長/防犯・施設管理			
13	駐車場	外構・動線確認	駐車場の亀裂/段差/照明、緊急車両動線の確保、必要に応じて交通警備会社への連絡	防犯・施設管理			

3. 指定緊急避難場所及び災害支援拠点としての受入・対応（実行目安：30分～3時間以内）

No.	区分	チェック項目	具体アクション(要点)	担当(基本)	完了(✓)	時刻	備考
14	受入可否	受入可否の暫定判断	施設安全/トイレ/動線/収容スペースを踏まえ「受入可・条件付・不可」を判断	管理責任者(事務局長)			
15	報告調整	安平町(商工観光課)へ報告	被害状況、受入可否、必要支援(人員/物資/警備等)の状況を報告・調整	管理責任者(事務局長)			
16	受入区画	受入エリア設定	受付、避難場所(原則駐車場)、負傷者等の要配慮者スペース(館内)、立入禁止区画を設定	支配人/事務局次長			
17	避難受付	避難者の把握	人数概数、要配慮者、体調不良者を把握(名簿化できる範囲で)	医療担当(事務局長が指名)			
18	協定発動	災害対応自販機の協定発動	協定発動判断は安平町に委任されており連携の上で対応。コココーラの遠隔操作により飲料提供可	事務局次長/情報収集・広報			
19	情報	情報提供	余震注意、トイレ運用、給水/物資予定など、町の指示を掲示・口頭周知	事務局次長/情報収集・広報			
20	秩序	防犯・トラブル予防	出入口管理、備品や商品の盗難防止、警察等との連携準備	防犯・施設管理			
21	営業	営業/休業/人員調整	休憩・交代人員の体制を考慮し、営業可否、トイレ利用、駐車場制限などを掲示・SNS等で周知	支配人/情報収集・広報			
22	長期化	長期避難、縮小/閉鎖	「就寝を伴う複数日滞在は制約」方針を共有し、長期化時は町と移送調整、縮小/閉鎖等は町と調整	管理責任者(事務局長)			

巻末資料 4 : 災害時状況報告書 (案)

安平町災害対策本部 (商工観光課経由) 御中

1. 基本情報		(道の駅BCP様式による)
項目	道の駅あびらD51ステーション	
報告日時	令和 年 月 日 () 時 分	
災害種別	地震 / 暴風雪 / 大規模火災 / 水害 / その他 ()	
発生(認知)時刻	時 分頃 (24時間表記)	
報告者	氏名() 役職() 連絡先()	
現地参集者数	計 人(道の駅職員 人 / 来館者・避難者 人) ※概数 / 実数	
	うち要配慮者(乳幼児・障がい者等) 人 / 医療対応必要者 人	

2. 被害・支障の状況 (要点)

(1) 人的被害

区分	有無	人数等	備考
道の駅職員	なし / あり	軽傷 人・重傷 人・不明 人	
来館者(避難者)	なし / あり	軽傷 人・重傷 人・不明 人	
緊急通報	未 / 済	119(:) / 110(:)	

(2) 施設・設備の被害

項目	状況	被害の箇所
建物	異常なし / 軽微 / 重大(立入制限) / 調査中	
駐車場・外構	異常なし / あり / 調査中	
火災・煙・異臭	なし / あり	
トイレ	使用可 / 一部制限 / 使用不可	理由 :
衛生(ごみ・汚物)	問題なし / 懸念あり	

(3) ライフライン・通信

項目	状況	補足事項
停電	なし / あり(全館・一部) / 復旧済み	
断水	なし / あり / 復旧済み	
通信(携帯/固定/ネット)	概ね可 / 一部不可 / 不可	
道路状況(周辺)	通行可 / 一部支障 / 通行止め / 不明	

3. 必要な支援 (町への要請) ※必要に応じて記入

(1) 人員支援

要請項目	要否	目安人数/内容	希望時期等
避難所運営補助	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要	人程度	
交通整理・警備	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要	人程度	
医療・救護対応	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要	人程度(保健師等)	
除雪/排雪(暴風雪時)	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要		

(2) 物資支援

要請項目	要否	数量/規格	希望時期
飲料水	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要	本/2L	
食料	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要	食	
毛布・寝具	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要	枚	
簡易トイレ・衛生用品	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要	個/セット	
照明(投光器等)/発電機	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要	台	
燃料(灯油・ガソリン等)	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要	L	
その他	<input type="checkbox"/> 要 / <input type="checkbox"/> 不要		

4. 特記事項 (自由記載)

--

緊急時のアナウンス

■地震発生時の案内 ※何度も繰り返し

お客様にご案内いたします。

ただ今地震が発生しております。(ただ今大きな地震がありました。)

窓の側や、倒れやすいモノの側にいらっしゃる方はご注意ください。

安全の為、一時「外」に避難いただきます。

館内のお客様は安全を確認しながら避難して下さい。

お子さんやご老人を優先に安全に避難をお願いします。

※状況に応じて、販売業務を一時中断する。

「安全確認が終わるまで一時販売業務を中止いたします。再開まで今しばらくお待ちください。

※安平町役場「商工観光課 (0145-29-7083)」に状況説明の連絡

■火災発生時の案内 ※何度も繰り返し

お客様にご案内いたします。

ただいま〇〇〇にて火災が発生いたしました。

危険はございませんが安全の為、一時会場の外へ避難してください。

なお、小さいお子さまや ご老人を優先に慌てずに避難して下さい。

スタッフの誘導に従って慌てずに避難して下さい。

※安平町役場「商工観光課 (0145-29-7083)」に状況説明の連絡

■停電発生時の案内 ※何度も繰り返し

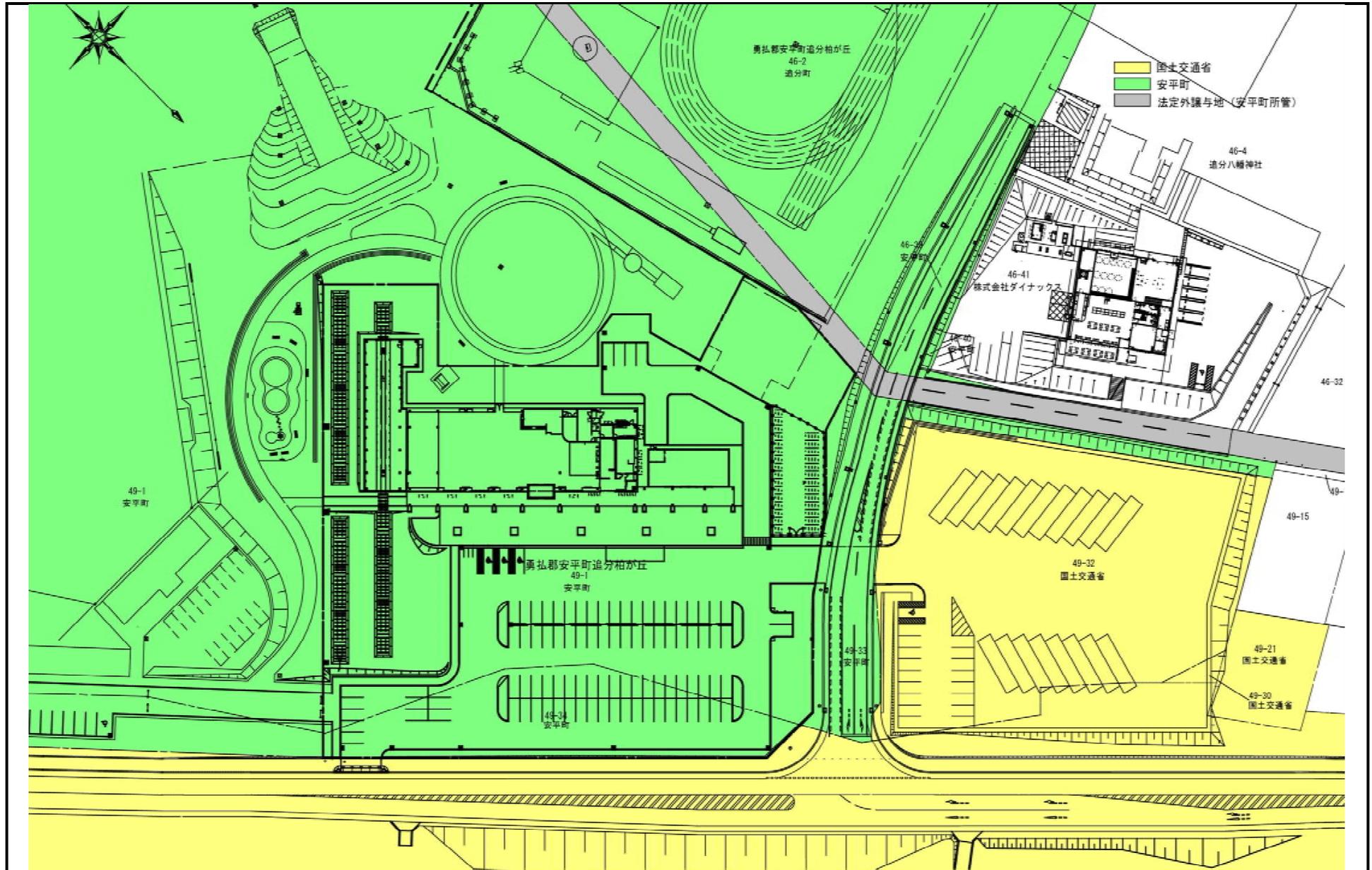
お客様にご案内いたします。

ただいま停電が発生しています。

販売業務を一時中止いたしますので、再開まで今しばらくお待ちください。

※安平町役場「商工観光課 (0145-29-7083)」に状況説明の連絡

巻末資料6 エリア図(管理区域図)



無色は私有地。鉄道資料館・野球場・学校は安平町教育委員会が所管。公園部分は安平町建設課が所管。(災害時・非常時は一括して商工観光課を窓口として構わない)

